



JA前橋市

# 相続定期貯金

お取扱期間 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）



ご家族から受け継がれた大切な貯金を  
特別な金利プランでお預かりいたします。

店頭表示金利

預入期間 1年

# +0.2%

※詳しくは裏面をご覧ください。

…笑顔と信頼 広げよう「ありがとう」の気持ち…

# 相続定期貯金のご案内

令和3年4月1日現在

## 商品概要

商品名	相続定期貯金
対象商品	スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金
取扱期間	令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)
ご利用いただける方	当JAまたは他金融機関での相続手続き完了から1年以内に、相続手続きにより受け取られた資金を原資として預け入れいただける方
預入期間	1年(自動継続扱い)
預入金額	100万円以上、相続手続きにより取得した額までとなります。 ※既に当JAに預け入れされている相続人様名義の貯金(相続によらない)での預け入れはできません。
適用金利	店頭表示金利 +0.2%(税引前) ※上乗せ金利は初回満期日まで適用し、自動継続後の金利は満期日(継続日)における対象定期貯金の店頭表示金利を適用いたします。
ご提示いただく書類 (写しでも差し支え ありません)	「お預け入れされる方が相続人であること」、「金融機関での相続手続きであること」、「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」を確認いたします。 1. 当JAで相続手続きをされた方は、ご本人であることの確認書類・お届印 2. 他金融機関で相続手続きをされた方 上記に加え、①遺産分割協議書 ②他金融機関に提出された相続手続き依頼書 ③戸籍謄本と被相続人様名義の解約済通帳または計算書など
その他	金利の変動などにより取り扱いを終了する場合があります。 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が利息のお受取り時に差し引かれます。 中途解約時には当JA所定の中途解約利率を適用いたします。 詳しくはお近くの各店舗までお問い合わせ下さい。



JA前橋市

本所 金融部 貯金為替課  
☎027-261-7529 前橋市富田町 2400 番地 1JAはどなたでもご利用いただけます。  
初めての方もお気軽にお問い合わせください。

木瀬支所 ☎ 261-0219 南部支所 ☎ 265-0956 北部支所 ☎ 288-2233 JAビル支所 ☎ 220-2150  
小屋原出張所 ☎ 266-0029 南橋支所 ☎ 231-2686 大胡支所 ☎ 283-2027 ローンセンター ☎ 0120-014-056  
荒砥支所 ☎ 268-2311 桂萱支所 ☎ 231-2285 宮城支所 ☎ 283-2501  
前橋支所 ☎ 223-7411 西部支所 ☎ 251-2487 粕川支所 ☎ 285-3111

…笑顔と信頼 広げよう「ありがとう」の気持ち…